



2016年 第127号 (平成28年4月発行)

## ◆ Contents

研修報告	1
案件処理奮闘記	3
登記リスペクト	4
法務局周辺探訪	6
新入社員紹介	8
編集後記	8

## 研修報告

### 公嘱研修会

#### 「会社法改正と商業登記実務」に参加して

平成27年11月12日18時より司法書士会館日司連ホールにおいて「会社法改正と商業登記実務」をテーマに研修が開催されました。講師は東京司法書士会港支部、東京司法書士会元会長の柏戸茂先生です。柏戸先生は見た目豪快なイメージ（あくまで私の勝手なイメージです。すみません。）でいらっしゃいますが、非常に緻密に改正点を分析・研究されていて、実に内容の濃いご講義をしていただきました。



熱弁を奮う柏戸先生

前半部分の会社法改正につきましては、今回の改正に至る経緯のお話から始まりました。昨今、誰でもその名を知っている大企業でさえ、その基盤を揺るがしかねない大きなニュースを耳にしますが、グローバルな視点から見て日本企業のコーポレートガバナンスをより強化し、国内外の投資家の日本企業に対する信頼を高めるということが、今回の改正の目的であるとのことでした。

そこから研修の本題に入り、取締役会の監督機能強化としての監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件等の見直し、親子会社に関する規律の改正、組織再編時の改正点などについて、柏戸先生の豊富な実務経験に基づいた実例等を交えたお話をお聞きすることができ、大変勉強になりました。

今回の改正により社外取締役・社外監査役の要件が見直され、改正以前から社外取締役あるいは社外監査役として就任していた者が、改正後は社外要件を充たさなくなる場合が生じることとなりました。今後、社外取締役等がいる企業からの相談に応じる際には、慎重な検討を要する点と思います。これに関連して、責任限定契約の登記と社外役員の登記が

連動しなくなったことも登記実務上の重要な論点であると思います。

また、今回の改正で新たに創設された特別支配株主による株式売渡請求制度にも触れられました。昨今よく耳にする話題として「事業承継」というものがありますが、その際に少数株主の存在が問題になるケースも中にはあるようです。

株式会社を設立するためには発起人が必ず複数名必要だった時期が過去にあったため、社歴がある程度長い企業の場合、非公開会社であるにもかかわらず、株式が分散しており、1株や2株といった僅かな株式を所有する少数株主が存在するケースが少なくなく、私自身も過去に数件ご相談を受けたことがあります。今までは、全部取得条項付株式を利用した比較的大掛かりな方法で対応することが多かったと思いますが、今回の改正で創設された特別支配株主による株式売渡請求の制度は、それほど大掛かりな手続きではないため、今後は株主の整理を要する場面での選択肢の一つになっていくのではないかと思います。

これらの他、登記実務に関わる改正点としまして、募集株式が譲渡制限株式である場合に総数引受契約を株主総会で承認することが必要となった点や監査役の監査の範囲に関する登記が新たに登記事項に加わったことにつきましても詳しくお話をいただきました。我々が日常的に登記手続きの依頼を受ける中小企業では、平成18年の会社法施行時に、整備法によって監査役の監査の範囲が会計に関するものに限る旨が定款に規定されているものとみなされたまま、定款が変更されていない場合も少なくありません。今後、登記業務の受任時において、監査の範囲に関する登記の申請を失念せぬように注意をしなければなりません。

後半部分の商業登記実務に関する改正につきましては、役員変更登記の際の本人確認証明書の添付や印鑑届をしている代表取締役の辞任届に関する改正

等、我々が日常的に扱うことが多い登記業務について、今後の執務に役立つ豊富な資料と記載例もご提供いただき、大変分かりやすいご講義をしていただきました。

昨年は会社法令、商業登記関係法令の改正が相次ぎましたが、今回の研修を受けまして、それらの重要な論点を自分なりに整理できたように思います。

一方で、今回の会社法の改正点は、コーポレートガバナンス強化を目的とした改正が主な事項であり、登記実務には直結しない改正点が多かったことから、私自身それほど深く理解をしていない点も多くあったことに気が付きました。それらについては、今後、自分自身で更に理解を深めていきたいと思います。

研修全体を通しまして、柏戸先生から「司法書士は登記業務だけではなく、専門家として会社法の知識をもっと生かそう」というメッセージをいただいたような気がします。もちろん重心は登記業務に置かなければならないと思いますが、商業登記を行うことだけが我々司法書士の業務ではなく、会社法の専門家として、より深く顧客企業に関与していくことが必要であり、私自身もそのようになりたいと改めて強く感じました。

「登記」というゴール地点を見据えた上での法的アドバイスというのは、他の資格者にはできない司法書士ならではのスキルであると思います。

(文 新宿地区 石川 幸太)



広い日司連ホールが超満員になりました。

# 案件処理奮闘記

## 東京公共嘱託登記司法書士会

『東京公共嘱託登記司法書士協会』、通称『公嘱』。なるほど、正式にはこんな長い名称が付いているんだ！と思ったのが、独立開業直後の司法書士会杉並支部の総会でのこと。

以前たまたま、中学時代の友人に紹介されたことのある新井先生と同じ支部となり、彼がその当時、公嘱の地区幹事を務めていたこともあり、深く考えることもなく公嘱に入社。同じ支部で年齢の近い先生が公嘱に入っていたことも決め手の一つだったような気がします。杉並地区の公嘱はとにかくアットホーム。新井先生や、理事を務めているベテランの大槻先生が私達新人を気にかけてくれて、本当に自然と仲間に入ることができました。

## 平成27年の夏、相続人調査のお仕事。

昨年(平成27年)の5月、公嘱から八王子地区での相続人調査の仕事が来ました。相続人調査ならどうってことはないと思い、二つ返事で引き受けることに。後日、指定された東京西部エリアの建設事務所へ行き、そこで今回の仕事の概要を担当者の方から説明していただくことになりました。戸籍等の収集・調査と一緒に組むのは、同じ杉並支部で年齢も同じ伊坂先生。そして、サポート役として八王子の高田先生に入ってくださいました。

依頼の趣旨としては、昨年までの調査結果をふまえた上で相続人の情報をアップデートしてほしいという内容。「昨年までの調査結果があるのだったら、何てことはない。今年新たに相続が発生していたら追加で戸籍等を収集すればいいだけの話。」と、そのときは簡単に考えておりました。

## 苦戦

楽観的な気分を他所に、打ち合わせ中に目の前に10センチはある分厚いファイルが積まれていき、中には相続人が既に20名を超えているものもありました。「あ、これを調査するんですね・・・。」私の顔色が曇ったのは言うまでもありません。

納期が伝えられ、伊坂先生と分担方法を話し合った結果、7月中に準備をすすめ、8月より戸籍の収集をスタートさせることにしました。最初に直面し

たのは、スケジュールとの戦いでした。全て郵送で戸籍等の請求をするため、相当時間がとられます。数次相続でもあれば、次の請求を準備しなければならず、ポストを覗くのが日課になってしまいました。

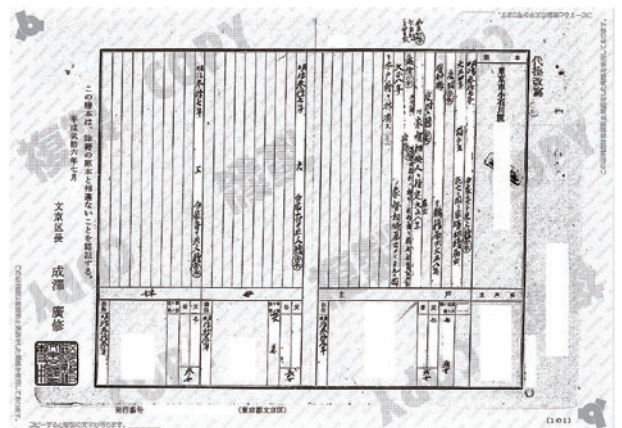
もう一つの問題は、相続関係説明図を作成する段階で生じた。旧民法下での遺産相続手続を確認したり、数次相続と代襲相続が混在しているケースでは現在の相続人の持分を何度も計算しなおす等、タイトなスケジュールの中で戸籍とにらめっこをする日が続きました。相続登記は何度も経験しており、戸籍を読むことに苦手意識というのはなかったはずですが、20名以上の相続人がいる戸籍を抜け目のないようにチェックしていく作業はなかなかスリリングでした。

## 業務を終えて

大した考えもなく入った公嘱ですが、考えてみると、今回のように相続人が散らばってしまって土地を動かせないという地域が日本には数多く存在しているのだということであらためて考えさせられました。

東日本大震災の被災地で防波堤工事がなかなか進まなかった要因として、相続人が分散していて県による用地買収ができなかったと聞いたことがありますが、今回の業務でも、その問題の一端を見たような気がします。そして、このような場面にこそ公嘱の存在意義はあるのかなと思いました。また、今回の業務を経験したことで、相続手続については相当な自信がついたということも収穫の一つでした。

(文 杉並地区 川上 慎太郎)



戸籍 (写真はイメージです)



# 登記リスペクト

## 旧民法にかかる相続人についての覚書

### 1. はじめに

以下の文章は、最近実際に受託した案件をもとに登場人物・日時等をデフォルメして記載したものです。旧民法第730条第2項の「去家」が絡む相続人の確定の事案について、いわば私の「覚書」として皆様に紹介するものです。

### 2. 「去家」についての事案

被相続人のXが亡くなったのを聞いたのは、その前年にXの夫Yが亡くなり、妻Xと、Yの兄弟5人とで遺産分割による相続登記を終えてしばらく経った時でした。

夫のYと同様に、Xの相続登記も当然兄弟相続登記になり、しかも兄弟はすべて亡くなっているため、代襲相続人4名による相続登記でした。

Xの両親甲（母）、乙・丙（父）にまで遡って除籍謄本を取らなきゃならないのかと調べていたところ、Xの亡くなった兄Cの長女であるc1が、Xの実母の甲の相続登記の際の戸籍謄本等を保管されていたので、私が実際に取得した戸籍謄本等はほぼ現在の相続人にかかるもので済み、一ヶ月かからずに集め終わりました。

そうして、実母の甲の出生からの戸籍をチェックしていたときに、下記時系列（9）の甲の実子で長女のAを戸主とする除籍謄本の、甲の欄ではなく、甲と養子縁組した長男Bの欄に、「昭和10年3月1

日養母家ヲ去リタルニ付キ養母ノ名記載抹消」とあり、そこで、「家ヲ去リタル」＝「去家」という記載に遭遇したのです。

とりあえず、知人の司法書士のSさんに電話でお伺いをしたところ、「その件は旧民法第730条第2項に関してで、その適用に関し最二判平成21年12月4日があるよ」また、「高妻・荒木著『新版相続における戸籍の見方と登記手続き』（日本加除出版刊）に解説があるよ」と教えてくれたのです。早速、桂林書院の「登記小六法」で条文を確認し、上記書の該当箇所を読みました。

本件についてまず、時系列を以下に記載します。

### 3. 【Xの相続人は誰か？】

Xの相続人について、Xの両親甲丙の実子である兄亡C、亡Dの子ども（甥・姪）であるc1、c2、d1、d2が代襲相続人であることに問題は無いでしょう。

甲乙の長女であるAも生存していれば相続人ですが、夫が先に亡くなり子どももいないので、相続関係は発生しません。

それでは、養子のBはどうでしょうか、Xより先に亡くなっているのに、その子のb1、b2は代襲相続人になるのでしょうか？

養母甲と養子のBとの関係は昭和10年3月1日、養母の甲が家を去った（去家）ことにより、旧民法第730条第2項【養親力養家ヲ去リタルトキハ其者及ビ其実方ノ血族ト養子トノ血族関係ハ之に因リテ止ム】が適用され、甲とBとの養親子関係は終了し、

そもそもBは甲の相続人にはならず、従って代襲相続も発生しなません。結局、相続人は代襲相続人であるc1、c2、d1、d2の4名だけでした。

なお旧民法第730条第2項の適用をめぐるのは、先に記載した最二判平成21年12月4日があります。事案は、旧民法の時代に、養子縁組によってB家に入ったAがB家を家督相続した後、Cと養子縁組をした後に隠居、Dと婚姻してB家を去った（去家）。ただし、本件と異なり、Cの戸籍欄にはDと婚姻してB家を去った旨の記載及びCの養母としてのAの記載の削除はなかったようです。その後、Aは実子であるEに遺産の多くを相続させる旨の公正証書遺言をして死亡。CはEに対し遺留分減殺請求の意思表示をした。

この原審では、Cが、Aの養子であることを前提

に、Cの遺留分減殺請求権を認めたようです。これに対し、最高裁は本事案につき、養親が他家から縁組または婚姻により入った場合には、旧民法第730条第2項を適用があるとして、AC間の養親子関係を否定したうえで、遺留分減殺請求権を認めませんでした。

### 3. おわりに

上記の記載した事案で、実際には、除籍謄本が関東大震災等で取得できなかったものもあり、そのことを含め法務局に質問状を提出し、回答を確認してから申請しました。なお、上記高妻・荒木著『新版相続における戸籍の見方と登記手続き』には類似の案件のようでありながら、旧民法第730条第3項が適用されず、養親子関係が終了しないケースが紹介されています（883頁。最三判昭和43年7月16日参照）。

#### 被相続人 X 相続関係説明図

- 1 被相続人の最後の本籍 東京都文京区
- 2 被相続人の最後の住所 東京都文京区
- 3 被相続人の登記簿上の住所 東京都文京区



#### □時系列表

- (1) 明治22年2月1日 被相続人の実母甲出生
- (2) 明治40年4月1日 甲、乙と婚姻。戸主戊の戸籍に入籍
- (3) 明治41年6月1日 長女A、誕生
- (4) 明治43年2月1日 乙、死去
- (5) 明治43年3月1日 甲、隠居。長女Aを戸主として届出
- (6) 明治44年4月1日 甲、Bと養子縁組  
→Bは兄としてAを戸主とする戸籍に入籍
- (7) 昭和10年3月1日 甲、丙と婚姻。丙の戸籍に入籍  
昭和10年3月2日 甲、長女Aを戸主とする戸籍から除籍  
養子Bの戸籍欄⇒昭和10年3月1日甲が家を去った（去家）  
⇒昭和10年3月2日Bの養母としての甲の記載を削除
- (8) 昭和60年10月1日 甲の後夫丙死亡
- (9) 平成3年3月1日 甲死亡
- (10) 平成4年4月1日 B死亡  
→子どもはb1、b2の二人
- (11) 平成5年5月1日 A死亡  
→夫はすでに死亡。二人の子どもはいない
- (12) 平成10年 C死亡  
→子どもはc1、c2の二人
- (13) 平成11年D死亡  
→子どもはd1、d2の二人
- (14) 平成26年12月1日被相続人X死亡

## 法務局周辺探訪

季節の変わり目ですが、皆さま体調はいかがですか！

大変好評なこの企画も2回目となりました。今回は町田地区幹事のわたくし清家鉄平が務めさせていただきます。皆さまよろしくお願ひします。

といっても、、、私自身少し引きこもり気味なところがありまして（笑）、町田法務局近辺の美味しいお店を知らないのて、同じ町田支部の友人で、町田の食に精通している、野村邦彦先生と吉川亨先生に紹介していただき、取材に行ってきました。



前菜から満足度十分です。

今回ご紹介するのは、町田法務局から歩いて5、6分のところにある「洋食 航旅莉屋（こりょうりや）」です。

店内はとてもオシャレでアットホームな感じで、私がお店に入った際もステキな笑顔で迎えてくれました。

私が注文した「クリーミーコロッケ」は名の通り、外はカリッと中はとてもクリーミーでとても美味しかったです。という、私の非常につたない文書ではなかなか美味しさが伝わらないので、写真をたくさ

ん載せます。



写真だけでおいしさが伝わるかと思ひます。

最近ではオンライン申請が普及して、なかなか各地の登記所に足を運ぶ機会がないかも知れません。しかし、航旅莉屋さんではお得なランチもやっていますので、町田法務局の帰りに空いたおなかを満たしてみたいかたがでしうか？



野村先生の頼まれた、ビーフシチューです。

最後に、女将さんがとてもかわいいカプチーノをサービスしてくれました。飲むのがもったいなかったです（写真を撮り忘れました）、、、、

（文 町田地区 清家鉄平）

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

### 金融・保険事業

司法書士総合補償制度  
業務用印紙・現金・小切手等補償制度  
事業資金貸付制度  
小規模企業共済制度  
中小企業退職金共済制度  
各種保険の紹介、ローンの斡旋

### 労働保険 事務組合事業

雇用保険・労災保険事務  
事業主の特別加入  
保険料の分割納付  
労働保険研修会開催

### 教育情報事業

司法書士手帳の発刊  
公式サイトによる情報提供  
教育情報誌の編集・出版  
組合公式サイトを活用した情報発信  
講習会の開催

# 東京司法書士 協同組合

### 福利厚生事業

福利厚生制度  
(ホテル・レジャー施設等提携)  
レクリエーションの企画  
百貨店・特約店の提携  
TDRとの提携・人間ドック補助

### ネットワーク事業

インターネットによる  
情報提供  
先例検索・目的辞書  
登記原因証明情報 書式撰 等

### 共同購買事業

業務用必需品  
登記関連用紙  
書籍・司法書士向ソフト  
ギフト・オフィス用品  
切手・印紙類

お手伝いします。  
お気軽にお問い合わせください。



労働保険事務組合

## 東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<http://www.tsknet.jp/>



## 新入社員紹介

### 西弥生社員(世田谷地区)徳島県徳島市出身



1. 自分を動物に例えるとしたら?  
飼い猫。警戒心は強いけど、慣れるとわがままを発揮します。
2. 家庭と仕事の両立の秘訣は?

正直うまく両立できているとは思えないのですが、旦那様が至らないところも見過ごしてくれるので助かっています。

#### 3. 公嘱のイメージ(入社前入社後)

入ったばかりでまだあまり活動できていませんので、これからは積極的に取り組んでいこうと思います。

#### 4. 人生でしくじったなあ~と思う事

きっとあるのですが、忘れてしまい思いあたりません。

#### 5. 人生でうまくやったなあ~と思う事

周りの人にいつも助けていただける「運」はありがたいと思います。

#### 6. その他、自由に自己紹介ください

一つ一つの仕事を、迅速かつ確実にを行います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

### 村本卓也社員(世田谷地区)北海道札幌市出身



1. 自分を動物に例えるとしたら?  
「疑り深いコアラ」と動物占いでは言われました。

#### 2. 家庭と仕事の両立の秘訣は?

仕事が忙しいときは早起きすることでカバーして、夜はなるべく家族と過ごすようにしています。

#### 3. 公嘱のイメージ(入社前入社後)

堅苦しそうなイメージがありましたが、ベテランの先生からも気さくに接して頂き、皆さん仲がよさそうだなと感じました。

#### 4. 人生でしくじったなあ~と思う事

きれいな字を書くことに無関心だったこと。

#### 5. 人生でうまくやったなあ~と思う事

たまたま1階に司法書士事務所があるアパートに引っ越して、司法書士という職業を知ったこと。

#### 6. その他、自由に自己紹介ください

よろしくお願い致します。

## 編集後記

サッカーは『エズモンド』の中で、「どんな人間の中にも。何千もの思索があってそれはペンを手に取って初めて気付くものだ」と書いています。司法書士の仕事には、この意味で、お客様にペンを手に取らせるといった側面があり、この雑誌を出すこともまたそうした意味があるのかな、あればいいなと思っています。

まあ、私は思うだけです。実際の作業をした、各社員及び理事の皆様(特に執筆者の皆様)、公嘱協会事務の皆様、あかつき印刷の皆様にご感謝しつつ、編集作業に戻ります。

ご清覧ありがとうございました。

(文 広報委員会ハロハロガーデン編集委員長 大西 誠)